

家庭用品品質表示法に基づく繊維製品 品質表示規程の改正について



— 衣類等の洗濯表示(取扱い表示)が変わりました —

衣類等の繊維製品の洗濯表示に関して、家庭用品品質表示法(※)に基づく繊維製品品質表示規程が改正され、平成28年12月1日から施行されています。

※家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)は、消費者が日常使用する家庭用品を対象に、商品の品質について事業者が表示すべき事項や表示方法を定めており、これにより消費者が商品の購入をする際に適切な情報提供を受けることができるように制定された法律です。繊維製品に関する表示すべき事項及び表示方法は、同法に基いて定められた、繊維製品品質表示規程(平成9年通商産業省告示第558号)において規定されています。

1 概要

平成28年12月1日から、衣類等の繊維製品の洗濯表示を新しいJIS L 0001(以下「新JIS」という。)に規定する記号に変更されました(記号の詳細は裏面のとおり)。

新しい洗濯表示では、ドラム式洗濯乾燥機等による「タンブル乾燥」、色柄物の衣料品等の漂白に適している「酸素系漂白剤」など新しい洗濯記号が追加されたり、適用温度がこれまでよりも細かく設定されたりすることなどにより、洗濯記号の種類が22種類から41種類に増えました。これにより、繊維製品の取扱いに関するよりきめ細かい情報が提供されるようになり、洗濯によって衣類等が縮む又は色落ちするなどの洗濯トラブルの減少が期待できます。

また、国内外で洗濯表示が統一されることにより、海外で購入した衣類等の繊維製品の取扱いなどを円滑に行えるようになると考えられます。

このように、新しい洗濯表示が変わることによって、一般消費者の利便性の向上が期待できます。

2 改正の経緯

- 日本が加盟しているWTO(世界貿易機関)のTBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)では、国際規格に準拠した国内での対応が求められています。
- しかしながら、欧米には洗濯物を自然乾燥させるという習慣がなかったため、国際規格(ISO 3758)には自然乾燥を示す記号が存在していませんでした。
- このため、日本は平成17年から自然乾燥を示す記号を加えるように改正提案を行い、平成24年4月に国際規格が改正されました。
- これを受けて、改正された国際規格に整合した日本工業規格(JIS L 0001)が平成26年10月に制定されたことに伴い、平成27年3月に日本の国内規程である繊維製品品質表示規程を改正しました。

3 施行日

平成28年12月1日
(施行日前は現行JISの表示を行い、施行日以降に新JISの表示を行います。)

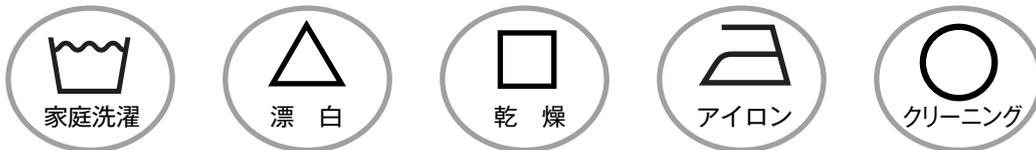
4 経過措置

平成28年11月30日までに現行の洗濯表示を行った衣類等の繊維製品は、平成28年12月以降もそのままの表示で販売されていますので、当面の間、店頭において、新しい洗濯表示が付された製品と現行の洗濯表示が付された製品が混在することがあります。

新しい「洗濯表示」のポイント

「基本記号」と、「付加記号」や「数字」の組合せで構成されます。

● 5つの基本記号



*上記の順に表示されます。

● 付加記号と数字 文字ではなく、記号と数字で強さや温度、禁止を表します。

〈強さ〉基本記号の下に付加

線なし 通常の強さ
— 弱い
=== 非常に弱い
「線(—)」が増えるほど作用は弱くなります。

【例】



〈温度〉基本記号の中に付加

〈記号〉

「●」 「●●」 「●●●」

低 → 高

タンブル乾燥やアイロンの温度は「点(●)」で表します。数が増えるほど温度は高くなります。

【例】



〈数字〉

【例】

数字は家庭洗濯での洗濯液の上限度温度です。

【例】



〈禁止〉

基本記号と組み合わせで、禁止を表します。

【例】



新しい洗濯表示記号

平成28年12月1日以降に表示する記号

洗濯処理

	液温は95°Cを限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
	液温は70°Cを限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
	液温は60°Cを限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
	液温は60°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
	液温は50°Cを限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
	液温は50°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
	液温は40°Cを限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
	液温は40°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
	液温は40°Cを限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる
	液温は30°Cを限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
	液温は30°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
	液温は30°Cを限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる
	液温は40°Cを限度とし、手洗いができる
	家庭での洗濯禁止

漂白処理

	塩素系及び酸素系の漂白剤を使用して漂白処理ができる
	酸素系漂白剤の使用はできるが、塩素系漂白剤は使用禁止
	塩素系及び酸素系漂白剤の使用禁止

タンブル乾燥

	タンブル乾燥処理ができる (排気温度上限80°C)
	低い温度でのタンブル乾燥処理ができる (排気温度上限60°C)
	タンブル乾燥禁止

自然乾燥※

	つり干しがよい
	日陰のつり干しがよい
	ぬれつり干しがよい
	日陰のぬれつり干しがよい
	平干しがよい
	日陰の平干しがよい
	ぬれ平干しがよい
	日陰のぬれ平干しがよい

※ぬれ干しとは、洗濯機による脱水や、手でねじり絞りをしないで干すことです。

アイロン仕上げ

	底面温度200°Cを限度としてアイロン仕上げができる
	底面温度150°Cを限度としてアイロン仕上げができる
	底面温度110°Cを限度としてスチームなしでアイロン仕上げができる
	アイロン仕上げ禁止

ドライクリーニング

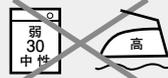
	パークロロエチレン及び石由系溶剤によるドライクリーニングができる
	パークロロエチレン及び石由系溶剤による弱いドライクリーニングができる
	石由系溶剤によるドライクリーニングができる
	石由系溶剤による弱いドライクリーニングができる
	ドライクリーニング禁止

ウエットクリーニング※

	ウエットクリーニングができる
	弱い操作によるウエットクリーニングができる
	非常に弱い操作によるウエットクリーニングができる
	ウエットクリーニング禁止

※ウエットクリーニングとは、クリーニング店が特殊な技術で行うプロの水洗いと仕上げまで含む洗濯です。

現行JISでは、「中性」の付記用語や、アイロンのあて布の記号「〜」の付記の方法が定められていましたが、新JISではこれらの定めは無くなりました。



付記用語について

記号で表せない取扱情報は、必要に応じて、記号を並べて表示した近くに用語や文章で付記されます。(事業者の任意表示)
考えられる付記用語の例：「洗濯ネット使用」「裏返しにして洗う」「弱く絞る」「あて布使用」など

■消費生活に関するトラブルのご相談は■

宇和島市消費生活センター

☎0895-20-1075

相談時間：月曜日～金曜日 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)

宇和島市役所 2F企画情報課
コミュニティ推進係内

